

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	定例庁議
開 催 日 時	午前9時26分から 令和元年5月30日（木） 午前10時10分まで
開 催 場 所	朝霞市役所 別館3階 市長公室
出 席 者	富岡市長、關野副市長、三好教育長、神田市長公室長、村山危機管理監、上野総務部長、宮村市民環境部長、三田福祉部長、麦田こども・健康部長、小酒井都市建設部長、田中会計管理者、木村上下水道部長、木村議会事務局長、二見学校教育部長、比留間生涯学習部長、渡辺監査委員事務局長 （担当課1） 永里政策企画課長、新井同課長補佐、櫻井同課専門員兼政策企画係長、松尾同課同係主査 （担当課2） 宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長、久保田同課主幹兼課長補佐、榎本同課交通政策係長、渡邊同部参事兼道路整備課長 （事務局） 永里政策企画課長、新井同課長補佐、江原同課政策企画係主事、稲葉市長公室次長兼秘書課長
会 議 内 容	1 第5次朝霞市総合計画後期基本計画策定方針（案） 2 朝霞市道路整備基本計画（案） 3 令和元年第1回朝霞市議会定例会提出議案について
会 議 資 料	・第5次朝霞市総合計画後期基本計画策定方針（案） ・道路整備基本計画（案）の概要 ・道路整備基本計画（案） ・令和元年第1回朝霞市議会定例会提出議案一覧表 ・令和元年第1回朝霞市議会定例会提出議案
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録

	□電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	□会議録の確認後消去 □会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
その他の 必要事項		
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）		

【議題】

1 第5次朝霞市総合計画後期基本計画策定方針（案）

【説明】

（担当課1：永里政策企画課長）

朝霞市総合計画後期基本計画の策定については、5月13日（月）に第1回目の総合計画審議会を開催させていただいた。

策定方針（案）については、計画策定に向けた各種取組、その進め方を規定するものであるため、第1回の審議会で御意見をいただき、意見を反映したものについて承認をいただいた上で、今回、資料として配付している。

それでは資料に基づき、策定方針（案）について説明する。

まず策定方針の構成だが、1ページ目の1で「計画策定の趣旨」、2で「基本的な考え方」、3ページ目の3で「策定体制」、6ページ目の4で「後期基本計画策定のスケジュール」となっている。

「1 計画策定の趣旨」について。

前期基本計画が平成28年度からスタートしていて、令和2年度までの期間となっていることから、基本構想に掲げている将来像「私が暮らし続けたいまち朝霞」の実現に向け、引き続き計画的に施策や事業を展開していくため、後期基本計画を策定するものである。

次に「2 基本的な考え方」について。

まず、「(1) 基本構想に基づく計画」については、今説明したが、後期基本計画も基本構想に掲げた将来像「私が暮らし続けたいまち朝霞」の実現に向けて、各施策を総合的かつ体系的にまとめていく。

「(2) 行政評価制度との連動」の1点目として、前期基本計画の総括評価を行い、これからのまちづくりにおける論点や課題を明らかにする。

2点目として、計画の進行管理が市民の皆様から見てわかりやすい形で行われるよう、引き続き基本構想で掲げる4つのコンセプトの視点に基づいた評価を行えるようにする。

「(3) 市民参画」だが、市民の声を広く反映できるよう市民参画の機会の充実を図る。

「(4) 職員参画」だが、計画策定後に各部、各課に責任をもって計画を推進してもらうため、策定段階でも積極的に関わってもらう。

「(5) 個別計画との整合性」だが、当然のことながら、総合計画と個別計画との整合性を図る。

続いて、「3 策定体制」について。

(1) 市民、(2) 総合計画審議会、(3) 議会、(4) 庁内体制、それぞれの役割を
図にしている。

まず、(1) 市民の役割は、①総合計画審議会の公募委員による関与を始め、11通
りの方法で計画策定に関わっていただきたいと考えている。

(2) の総合計画審議会については、今年度はすでに開催した第1回を含め4回の開
催を予定している。

(3) の議会は、総合計画審議会の委員として関与していただいているほか、要所
において全員協議会で報告させていただき意見を伺う予定である。

(4) 庁内体制だが、①策定委員会は部長級職員で構成し、基本計画原案等について、
審議、調整を行い、庁議に提出する役割を担う。

②庁内策定部会は部長級及び課長級職員で構成し、分野別に5つの部会に分かれて具
体的な策定作業を行ってもらう。分野別に策定作業を行うことから、分野別市民懇談会
なども部会が主体で行っていくようになる。

③職員は個々の職員ということで、職員コメント等で意見をもらう。

最後に後期基本計画の策定のスケジュールについて。

ポイントとなるスケジュールを年度ごとに説明する。

まず令和元年度だが、7月に市民意識調査として、一般調査と青少年調査の2種類の
調査を予定している。

また8月に分野別市民懇談会等の開催を予定している。

さらに令和2年2月には、骨子案を決定し、パブリック・コメントを実施することを
予定している。

次に、令和2年度だが、10月に後期基本計画素案を確定し、パブリック・コメント
を実施する予定としている。

最終的には、令和3年1月頃に総合計画審議会において答申をいただき、3月に後期
基本計画の策定を完了させたいと考えている。

説明については、以上である。

(神田市長公室長)

本件は5月23日に行われた政策調整会議において審議し、その概要と主な質疑と結
果について報告する。

まず、第5次総合計画のビジョン、コンセプト及びジャンルはそのまま、基本計画
だけ見直すのかという質問に対し、基本的にはそのように考えている。基本構想の部分
は見直しをしない予定だが、審議会で見直すとの意見が出れば、検討を行う余地はある。

さらに、社会情勢などを把握した上で、構想に影響がなければ、後期基本計画のみの
見直しができることとなる。

また、審議会でもSDGsの考え方やAIの活用なども提言されている。

次に、庁内策定部会とあるが、住宅問題など、部会をまたがるテーマについては、関係する部会で進めていくのかという質問に、各部ごとに部会を設置するが、そのような案件は部会どうし調整することを考えているという説明があった。

続いて、市民参画について、一部の人だけではなく、幅広く拾えるようにアプローチしてほしいという意見に対して、工夫したい。また、小中学生へのアンケートなどを予定しているという説明があった。

最後に、小中学生からの意見聴取は7月となっているが、学校のカリキュラムは年単位で決まっているので変えることは難しいという意見に対し、できる範囲で実施していきたいと考えている。時期については学校側と調整したいと考えているという回答があった。

これらの結果、原案のとおり、庁議に諮ることとなった。

【質疑等】

なし

【結果】

提案のとおり、決定する。

【議題】

2 朝霞市道路整備基本計画（案）

【説明】

（担当課2：宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長）

資料1 道路整備基本計画（案）の概要について説明する。

まず、改定に至った経緯と考え方について。

平成3年の前計画策定から長期間が経過し、交通環境等の前提条件が大きく変化している。今後、効率的・効果的な道路整備のためには、選択と集中の観点から見直しが必要であることなど4項目を記載している。

次に対象は朝霞市道を対象とし、計画期間は2019年度を初年度とする10年間とした。

次に3、計画の主なポイントとして、

- ・道路に期待される機能と役割を整理し道路網を構築。
- ・主要生活道路の幅員について考え方を整理し設定。
- ・整備優先度の考え方を整理し、都市計画道路以外の対象路線を客観的に評価し、整備優先路線を選定。
- ・幹線道路は観音通線整備後、駅東通線、岡通線を優先整備するなど9項目を抽出し

記載している。

次に公表までの主なスケジュールは、記載したとおりである。

続いて、資料2、道路整備基本計画（案）について説明する。

本計画は、7つの章で構成しており、3章までが計画を見直す背景や、道路の整備状況や環境の変化、4章以降が、計画論となっている。

それでは、1頁、第1章「背景と目的」について。

1の「背景」について、平成3年の計画策定時から、財政面や社会経済状況の変化、国道254号バイパスの供用開始や都市基盤整備の進捗など、道路を取り巻く環境が大きく変化したことなどを踏まえ、計画を見直すこととした。

次に2頁、2の「目的」だが、都市計画マスタープランに位置付けられた、様々な施策を進めるため、目指すべき道路網を構築し、道路整備の優先順位を定めることを主な目的とする。

3頁、3の「計画期間」は、2019年度からの、10年間の計画とした。

4の「計画の位置付け」だが、本計画は、道路整備に関する最上位計画となる。

続いて、4頁、第2章「道路の状況」について。

ここでは、市内道路の整備状況を掲載している。

4頁は、幹線道路と補助幹線道路の整備状況、5頁は、主要生活道路の整備状況、6頁は、都市計画道路、7頁では国道及び県道の状況を掲載している。

次に9頁から14頁は、都市計画マスタープランで設定した5地域（内間木地域、北部地域、東部地域、西部地域、南部地域）の道路を取り巻く課題などを整理している。

続きまして15頁、第3章「道路整備を取り巻く環境の変化」について。

1の「財政状況の変化」だが、前計画の策定以降、土木費と民生費の割合が大きく変化しており、市の財政構造が社会福祉重視へと変化しているのがわかる。

そうした状況の中、限られた財源を効率的・効果的に活用するため、選択と集中の観点から道路整備に取り組んでいく必要がある。

次に、2の「都市基盤整備の状況変化」だが、国道254号バイパスの供用開始や都市計画道路の一部廃止などを受けて、これに対応した道路ネットワークの構築や交通環境の整備が必要となっている。

次に、16頁の2「旧暫定逆線引き地区の市街化区域への編入」について。

17頁に場所を掲載しているが、市では、県の方針や地権者への意向調査結果等を踏まえ、平成23年に5地区を市街化区域に編入した。今後、市街地形成が進行することが予想され、区画道路の整備を進めていく必要がある。

18頁の3の「道路空間への多様なニーズの高まり」について。

(1)「誰もが円滑に移動できる道路・交通環境の整備」として、市内循環バスの利便性向上に向けての取り組みや、今後は、真に必要な歩道整備等に集中し、その他の生

活道路等は、交通安全施設の充実を図るなど、ハード整備中心からソフト面を強化する取り組みへ方針の転換が必要となっている。

次に（２）「環境・景観に配慮した道路環境の整備」として、街路樹の育成や、ポケットパーク整備についての考え方を記載している。

19頁、第4章「計画の目標と道路整備水準」からが、計画の本編となる。

19頁に計画の全体構成を図示しているが、計画の構成と概要について、説明する。

第4章では、みちづくりの基本視点と道路整備基本計画の目標を定め、道路の体系化と整備目標を設定している。

第5章では、本市における目指すべき道路網の構築のため、道路網構築の視点と考え方を整理し、道路網を形成する路線の抽出、生活道路における道路幅員を設定している。

第6章では、第5章で抽出した路線について、優先的に整備を進める路線の検討と選定を行っている。

20頁の2「みちづくりの基本視点」では、どのような視点で今後のみちづくりを進めていくかを定めており、第3章で示した「道路を取り巻く環境の変化」などを踏まえ、基本視点1として、「安全で快適なみちづくり」、基本視点2として、「選択と集中によるみちづくり」を位置付けた。詳細は、記載したとおりである。

次に21頁の3、「道路整備基本計画の目標」について。

前述した道路を取り巻く環境の変化や都市計画マスタープランの道路交通分野の方針を踏まえ、道路整備における安全で快適な移動空間の確保や防災・減災機能の強化など、5項目の目標を定めている。詳細は記載したとおりである。

次に、22頁の4「道路の段階構成の設定と整備水準」について。

（1）では、「体系的な道路ネットワーク形成の基本的な考え方」を示している。

22頁、下の表では体系的な道路区分の考え方を記載している。

具体的には、23頁の【道路の段階構成イメージ図】で説明する。

都市の拠点間を連結し、通過交通を大量かつ円滑に処理する「幹線道路」を1～2.5キロメートルで格子状に配置し、居住地区への通過交通を極力排除する。

次に幹線道路や駅へのアクセス道路となる補助幹線道路を概ね500メートル間隔で配置する。

次に、居住地区と幹線・補助幹線道路とを接続し、住民が日常的に利用する主要生活道路を概ね250メートル間隔で配置し、道路の体系的なネットワークの形成を図る。

続いて、24頁から26頁に、体系化した幹線道路から区画道路までの整備目標を示し、27頁から30頁に道路区分ごとの標準的な幅員構成を掲載している。

次に31頁、第5章「道路網の構築と幅員設定」では、道路整備基本計画の目標を踏まえ、道路に期待される機能と役割の観点から道路網構築の視点を設定している。

幹線道路網は、交通処理機能や防災機能面、主要な施設間の連絡を重視し、生活道路

網は、地域の施設間の連絡や歩行者の安全確保の機能を重視する。

詳細については、下段の表に整理しておりA「道路混雑の解消に資するネットワークの形成」からIまで、9項目を設定した。

次に32頁(2)「道路網の構築」について。

31頁で示した道路網構築の視点により、従来の計画に位置付けている路線を再評価するとともに、従来の計画に位置付けていない路線の評価等も行い、33頁にある「朝霞市の目指すべき道路ネットワーク」を形成する路線の抽出を行った。

次に32頁の2、「道路幅員の設定」について。

市が整備する幹線・補助幹線道路は、都市計画道路を中心に位置や幅員が、既に決定されている。一方、主要生活道路については、下表のとおり幅員設定の考え方を整理し、改めて道路幅員を設定した。

次に、34頁から49頁に、今回、見直し及び位置付けを廃止した路線について、路線ごとに変更理由等を記載している。

続いて、50頁、第6章「優先整備路線の検討」、1の「優先整備路線の考え方と評価」について。

第5章で、本市の目指すべき道路網を構築したが、効率的かつ効果的な道路整備の推進のため、本計画では、整備の優先度の考え方をまとめた上で、都市計画道路以外の市道について、優先的に整備すべき路線を選定した。

なお、路線の評価方法を下の表にまとめており、考慮すべき視点として、道路の「付帯効果」、「利用特性」、「道路構造」、「箇所特性」を設定し、視点ごとに①上位計画との整合性～⑨通学路の安全性まで9つの評価項目を設定し、対象路線の評価を実施し、51頁に具体的な評価の基準と配点を記載している。

61頁の図面は、目指すべき道路網で抽出した路線を評価項目ごとに評価した結果、総合評価の高かった路線を色分けして掲載している。

次に67頁では、各路線の評価の結果、評点順位の高い上位30路線を示しており、68頁に図示したものを掲載している。

戻って52頁から60頁には、9つの評価項目についての評価結果を掲載している。次に62頁から66頁に、内間木地域から南部地域までの地域別の評価結果を掲載している。

次に69頁の3「実施に向けた留意事項等」について。

前述により優先して整備する路線を選定したが、ここでは、今後の道路整備に向けての留意事項等を記載している。

次に70ページ、第7章「個別課題への対応」では、橋梁や歩道橋などのハード面の計画的な長寿命化対策のほか、旧暫定逆線引き地区の道路整備や、安心安全な通学路や交差点の整備、地域公共交通との関連など、8項目について、今後の対応方針を示して

いる。

説明については以上である。

(神田市長公室長)

本件は5月13日に行われた政策調整会議において審議し、その概要と主な質疑と結果について報告する。

25頁に現道の改良を前提とするとあるが、現道を改良することにより整備率等は上がるのか。との質問に対し、現道の改良で歩道計画があるところを整備すれば整備率はあがる。また、今回はより現実的な道路網を組むということで区画整理事業等の整備の面的な整備が伴わない道路については、基本は現道を改良すると考えている。

次に、この計画自体は市道が対象であるが、市民にとっては市道も県道も関係ないことである。県との協議状況はどのようになっているか。との質問に対し、県土整備事務所とは、担当者会議などで互いに情報提供を行っている。また、今回の計画の策定にあたっては、県土整備事務所の所長が都市計画審議会の委員となっていて、そこで意見を伺っているが、特段意見はなかった。また、市としては、県道に面する開発事業等については、道路計画があるなしにかかわらず、情報提供を行うとともに、事業者に対しては、県土整備事務所と協議するように事務の改善を行った。

次に、26頁の区画道路整備目標の中に幅員4m未満の狭あい道路については、拡幅整備に努めるとあるが、市が主体となって4mの道路にしていくのか。との質問に対して、幅員4m未満の狭あい道路については、建築行為があればセットバックが必要で、開発事業であれば用地を寄付してもらい整備を行うこととなるが、開発行為に該当しない場合は市が買収、整備していく。

次に、歩行者の安全確保について、交差点付近の歩道に車が進入してこないように、ポールを立てる等の対策を検討しているか。また、ゾーン30を増やす予定があるか。との質問に、今回の計画の有無にかかわらず、バリアフリー化等に配慮しながら、交差点付近を中心に必要な安全対策を実施していく。ゾーン30については、直ちに学校周辺等を指定するという事はないが、この計画を契機に、学校関係者や県、住民の方と話し合いながら、指定できる場所は警察に相談していきたいと考えている。今年度から、国からの支援を受け、生活道路の安全対策について、関係者が現場を見て検討を行うという新しい取組を開始している。との回答があった。

これらの結果、原案のとおり、庁議に諮ることとなった。

【質疑等】

(關野副市長)

道路の整備済か未整備かの判断基準は、計画幅員が確保されたかどうかであるか。

(担当課2：宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長)

そのとおりである。

【結果】

提案のとおり、決定する。

【議題】

3 平成31年第1回朝霞市議会定例会提出議案について

【説明】

(上野総務部長)

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。

朝霞市税条例等の一部改正を改正する条例について専決処分を行ったため、その承認を求めるものである。改正内容は、個人市民税のふるさと納税に係る特例控除の対象を総務大臣が指定する地方団体への特例行為を対象寄附金とするほか、消費税率引き上げに伴う利用変動の平準化対策として住宅借入金等特別税額控除の期間を拡充するものである。また、固定資産税については、高規格堤防の整備に伴う建て替え家屋に係る税額の減額措置及び平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例について新たに規定するほか、軽自動車税については、重課についての規定の整備を行っている。その他、地方税法等の改正に合わせ整備を行うものである。

続いて、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて。

朝霞市都市計画条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったため、その承認を求めるものである。改正内容は、地方税法の改正に合わせ引用情報の整理を行っている。

(麦田こども・健康部長)

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて。

国民健康保険に係る平成31年度税制改正に伴い朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったため、その承認を求めるものである。改正内容は、低所得者の国民健康保険税を軽減するための判定所得の見直しを行い、対象世帯の拡充を行った。

(上野総務部長)

議案第4号 令和元年度朝霞市一般会計補正予算第1号について。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ、2億1595万5千円の増額で、累計額は430億1595万5千円となっている。歳入の概要について。国庫支出は、低所得者保険料軽減負担金及び、プレミアム付商品券事務費補助金を増額するほか、新たに、プレミアム付商品券事業費補助金計上することにより1億9232万6千円増額している。県支出金は、低所得者保険料軽減負担金を922万4千円増額している。繰入金は、財政調整基金繰入金を1440万5千円増額している。次に歳出について。民生費は、介護

保険において低所得者の保険料負担軽減の強化を図ることに伴う介護保険特別会計への繰り出し金を増額することにより3689万7千円増額している。商工費は新たにプレミアム商品券事業費負担金などを計上することにより1億7387万8千円増額している。土木費は自動車運転免許証の自主返納を啓発するため、新たにバス鉄道共通カード給付費などを計上することにより518万円増額している。

(三田福祉部長)

議案第5号 令和元年度朝霞市介護保険特別会計補正予算第1号について。

低所得者の軽減の強化を図るため保険料を減額し、増額を公費で負担するもので、歳入歳出の予算総額について変更はない。歳入の概要について。保険料は第1号被保険者のうち所得段階が第1から第3段階までの方について保険料の基準額に対する負担割合を軽減し、合計3689万7千円減額するものである。繰入金は、低所得者保険料軽減繰入金の増額に伴い、一般会計繰入金を3689万7千円増額するものである。

(小酒井都市建設部長)

議案第6号 朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例について。

改正内容は2つある。1点目は、建築基準法の一部改正に伴い既存建築物の用途を変更して興行場等として一時的に使用する場合の許可申請について新たに手数料を定めるものである。2点目は、令和元年10月1日の消費税率引き上げに伴い建築基準関係規定の構造計算適合性判定を伴う各種手数料の額を見直すものである。なお、1点目については法律の施行の日から、2点目については令和元年10月1日から施行したいと考えている。

(三田福祉部長)

議案第7号 朝霞市介護保険条例の一部を改正する条例について。

改正内容については、本年4月1日に低所得者の介護保険料の軽減強化を図るための政令の改正に伴い、市の介護保険料について所得段階が第1から第3段階までの方の保険料引き下げを実施するため改正するものである。なお、公布の日から施行したいと考えている。

(木村上下水道部長)

議案第8号 朝霞市下水道条例及び朝霞市水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

令和元年10月1日の消費税率引き上げに伴い下水道使用料、水道料金、水道利用加入金に係る消費税率についても同様に改めるものである。この条例については令和元年10月1日から施行したいと考えている。

(二見学校教育部長)

議案第9号 工事請負契約の締結について。

工事名は朝霞第八小学校自校給食施設等整備工事（機械設備）である。工事の概要については、朝霞第八小学校自校給食施設等整備工事に伴う空調設備、厨房設備等の設備工事である。入札の経過については10社が応札し、その結果、株式会社泉屋工務店本店が税抜2億2696万円で落札し、請負契約を締結したいと考えている。

(二見学校教育部長)

議案第10号 工事請負契約の締結について。

工事名は朝霞第八小学校自校給食施設等整備工事（建築）である。工事の概要については、朝霞第八小学校の敷地内に自校給食施設を含む校舎棟を建設するものである。入札の経過については6社が応札し、その結果、三ツ和総合建設業協同組合朝霞営業所が税抜4億7400万円で落札し、請負契約を締結したいと考えている。

(二見学校教育部長)

議案第11号 工事請負契約の締結について。

工事名は朝霞第八小学校自校給食施設等整備工事（電気設備）である。工事の概要については、朝霞第八小学校自校給食施設等整備工事に伴う照明設備、厨房設備の電源工事等である。入札の経過については11社が応札し、その結果、株式会社積田電業社本店が税抜1億3597万7千円で落札し、請負契約を締結したいと考えている。

(麦田こども・健康部長)

議案第12号 指定管理者の指定について。

内容については、朝霞市ほんちょう児童館の管理に関し、指定管理者として社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるものである。

[質疑等]

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【閉会】